

# 相続手続きのご案内



©1998 ISETO Corp./K.S



関信用金庫

# 相続手続きのご案内

お亡くなりになりましたお客様（被相続人様）には永らく当金庫とお取引いただき誠にありがとうございました。謹んでお悔やみ申し上げます。

当金庫をご利用いただいていた方がお亡くなりになりますと相続が発生し、その相続財産は相続人が複数名いらっしゃる場合、共有財産ということになります。

ご預金等は相続人の方へ払戻又は名義変更等の手続きをしていただく必要がございますので、相続手続きの際には後記の書類等をご持参いただきますようお願いいたします。

今後とも当金庫をご利用いただきますようお願い申し上げます。

## 相続のお手続きが完了するまでのお取引について

### (1) 被相続人（亡くなられた方）名義のお取引の取扱い

お取引	お取扱の内容
ご預金等	<ul style="list-style-type: none"><li>相続手続きが完了するまで、お払戻・ご入金等のお取扱いができなくなります。</li><li>口座振替のご契約がある場合、口座振替契約は停止となります。当面の間、被相続人の方の口座で引続き公共料金等の引落しを希望される場合は、お申し出ください。</li><li>家賃等継続的に振込入金がある場合、入金指定口座を変更していただくようお願いいたします。</li><li>当座勘定取引がある場合、手形帳・小切手帳の未使用分は、当店へ返却してください。生前振出分の手形・小切手がある場合は、お申し出ください。</li></ul>
債券 投資信託	<ul style="list-style-type: none"><li>相続手続きが完了するまで売買はできませんが、償還日等期日到来分は被相続人名義の指定預金口座へ入金されます。</li></ul>
ご融資 ローン	<ul style="list-style-type: none"><li>被相続人の方にご融資取引がある場合は、別途お問い合わせください。</li></ul>
貸金庫	<ul style="list-style-type: none"><li>格納品のお引取りを中止させていただきます。</li></ul>
保険等	<ul style="list-style-type: none"><li>当金庫でお申込いただいた生命保険・火災保険等は、別途保険会社所定の手続きが必要となります。</li></ul>
振込・残高 照会等のサ ービス契約	<ul style="list-style-type: none"><li>解約させていただきます。引続き相続人の方が本サービスを希望される場合は、改めて当金庫所定の申込書をご提出ください。</li></ul>
出資	<ul style="list-style-type: none"><li>会員様の死亡は法定脱退事由となります。なお、一定の条件を満たしている場合は、相続加入することができます。</li></ul>

### (2) 残高証明書・取引明細等の発行について

- 相続人・遺言執行者、または相続財産管理人の方が発行依頼してください。
- 次の書類をご持参ください。  
被相続人が亡くなられたことが確認できる戸籍謄本等  
相続人・遺言執行者、または相続財産管理人であることが確認できる公的書類  
印鑑証明書

### (3) 葬儀費用等のお支払について

相続手続き完了前に葬儀費用として預金の一部払戻のご希望がある場合は別途確認書類等のご提出をお願いします。

## 相続方法

相続方法がどの場合になるかをご確認いただき、「○」付してください。

○	遺産分割協議書がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺言による遺産分割の指定がない場合、相続人全員の協議によって相続分を決定します。協議が調うと相続人全員の署名・押印（実印、印鑑証明書添付）の遺産分割協議書が作成され、それによって遺産を分割することになります。</li> <li>相続預金等の払戻・名義変更等の手続は、遺産分割の内容によって異なってきますので、担当者にお尋ねください。</li> </ul>
○	遺産分割協議書がない場合（共同相続）	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続預金等の払戻・名義変更は基本的には遺産分割協議後に行いますが、遺産分割協議前であっても相続人全員からの請求により手続は可能です。</li> <li>相続人間で具体的な遺産分割を行う前段階として、相続人全員が当金庫所定の「相続手続依頼書」に署名捺印し、相続預金等の払戻を行います。</li> </ul>
○	遺言書がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>被相続人が遺言で遺産の分割の方法を定めてあった場合は、それによって遺産を分割することになります。             <ol style="list-style-type: none"> <li>公正証書遺言の場合 正本または謄本を提出してください。（原本は公証人役場に保管）</li> <li>自筆証書遺言の場合 家庭裁判所で検認手続を受けていただき、原本と検認証明書または検認調書謄本を提出してください。</li> </ol> </li> <li>相続人の同意の要否・払戻等につきましては、ご提出の遺言書の内容等（遺言執行者の指定、包括遺贈、特定遺贈等）を確認させていただき、判断させていただきます。</li> </ul>
○	家庭裁判所の調停または審判がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人全員一致による分割協議が調わないときは、家庭裁判所に申し立てを行います。裁判所ではまず、調停により遺産分割を行うようにします。調停で合意に至らなければ審判によって分割することになります。調停成立の場合は調停調書、審判の場合は審判書を提出してください。</li> <li>それぞれ遺産分割の内容に応じて相続手続を行います。</li> </ul>
○	相続放棄された方がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続放棄とは、相続人が一切の相続財産の引継を拒否する制度です。相続放棄は相続の開始を知ってから原則3ヵ月以内に被相続人の住所地または相続開始地を管轄する家庭裁判所に申し立てを行います。家庭裁判所が審理を行い受理されると相続放棄申述受理証明書が交付されます。</li> <li>相続放棄が認められた場合には、その相続人は初めから存在しなかったものとみなされます。</li> <li>相続手続は、相続放棄をされた方を除外して行います。</li> </ul>
○	相続人が未成年の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>未成年者の子と親権者が相続人として遺産分割協議を行うことは利益相反行為となり、特別代理人の選任が必要となります。</li> <li>この場合、家庭裁判所の審判書謄本、印鑑証明書等が必要となります。</li> </ul>

## 必要書類等

事前にご準備いただく書類です。「○」を付した書類等が必要となります。

ご提出書類等		ご説明事項	入手先等
○	被相続人 (亡くなられた方) の戸籍(除籍)謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>出生から死亡までの連続した戸籍謄本または除籍謄本をご用意ください。</li> </ul>	本籍所在の 市区町村役 場
○	相続人全員 が確認できる 戸籍謄本等	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続人であることが確認できる全ての戸籍謄本が必要です。 ※但し、被相続人の戸籍謄本で確認できる場合は不要です。</li> </ul>	
○	法定相続情報 一覧図	<ul style="list-style-type: none"> <li>予め法務局での手続が必要になります。</li> <li>法定相続情報一覧図は原本をご提出ください。 (原本の返却はできません。ご了承ください。)</li> </ul>	法務局
○	印鑑証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行後6ヶ月以内のものをご用意ください。 ※但し、融資取引がある方は発行後3ヶ月以内のものをご用意ください。</li> <li>相続人全員の印鑑証明書をご用意ください。</li> <li>海外に居住されている方は大使館、領事館で発行するサイン証明書が必要です。</li> </ul>	現住所の 市区町村役 場
○	遺産分割協議書	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺産分割協議書は原本をご提出ください。(写しをとらせていただいた後、原本は返却いたします。)</li> <li>調停による遺産分割は調書謄本をご提出ください。</li> <li>審判による遺産分割は、審判書謄本と確定証明書をご提出ください。</li> <li>未成年者と親権者が相続人として遺産分割を行うときは、利益相反行為となります。家庭裁判所で特別代理人を選任していただき、その方と分割協議をしてください。この場合、特別代理人選任審判書謄本をご提出ください。</li> </ul>	相続人で 作成
○	遺産分割調停 調書謄本		家庭裁判所
○	遺産分割審判書謄 本および 確定証明書		
○	遺言書 (自筆証書遺言)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自筆証書遺言書は原本を、公正証書遺言書は正本または謄本をご提出ください。(写しをとらせていただいた後、原本はご返却いたします。)</li> <li>自筆証書遺言は、家庭裁判所の検認が必要です。</li> <li>遺言書で財産分与方法が不確定の場合、別途分割協議等が必要になります。また、預金譲渡の対抗要件が不備の場合、相続人の同意をいただく場合があります。</li> <li>遺言執行者が選任・指定されている場合は、遺言執行者の印鑑証明書をご提出ください。</li> </ul>	被相続人が 作成
○	遺言検認調書謄本		家庭裁判所
○	遺言書 (公正証書遺言)		被相続人が 作成
○	遺言執行選任証明 書または 選任審判書謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>公正証書遺言書では、遺言執行者が指定されている場合がほとんどです。遺言執行者のない自筆証書遺言書の場合に、必要により家庭裁判所へ選任を申し立てます。</li> </ul>	家庭裁判所
○	通帳・証書・ キャッシュカード ・貸金庫カード(鍵)	<ul style="list-style-type: none"> <li>被相続人名義でお取引いただいた通帳・証書・キャッシュカード・貸金庫カード等が必要となります。</li> <li>紛失等の場合は担当者にお申し出ください。</li> </ul>	—
○	実印・お届け印	<ul style="list-style-type: none"> <li>払戻・名義変更等を受ける方はご持参ください。</li> </ul>	—
○	相続手続依頼書	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫所定の依頼書をご提出ください。</li> </ul>	当金庫
○	印鑑票	<ul style="list-style-type: none"> <li>名義変更される場合にご提出ください。</li> </ul>	
○	葬儀費用 払戻依頼書	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご葬儀費用のお支払いをご希望される場合は、窓口までご相談ください。</li> </ul>	
○	その他		

## 市区町村役場へお出かけの際のお願い

相続手続に必要な戸籍謄本等をもれなくご用意していただくために、市区町村役場へお出かけの際は、**本紙をご持参の上**、市区町村役場の担当者に、「**相続手続に使用するため**」と申し添えてください。

### 【各市区町村の担当者の方へ】

預金等の相続手続を行うにあたり、次の書類が必要です。

\* 被相続人

出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本

※ 戸籍謄本に「改製」「婚姻」「転籍」「分籍」「家督相続」などの文言がある場合は、戸籍が新しくなっていますので、さらにそれ以前の戸籍謄本をお願いします。

◎出生から死亡までの「戸籍(除籍)謄本」とは

(例) 下記のケースの場合、①から④までの「戸籍謄本」となります。



\* 相続人

相続人であることが確認できるすべての戸籍謄本

※ 被相続人の戸籍謄本で確認できれば不要です。

### 【ご参考 法定相続人の範囲と法定相続分】

被相続人との続柄	順位	法定相続人になる場合
配偶者		常に相続人となります。
子	第1順位	実子・養子・嫡出子・非嫡出子を問わず相続人になります。 養子は、養親・実親の双方の相続人となります。 特別養子は、養親のみの相続人となります。
孫	子の代襲相続	相続人である子(孫の親)が、相続開始前に死亡しているときに代襲相続人となります。
直系尊属(父・母等)	第2順位	被相続人に子(代襲相続人を含む)がない場合 * 被相続人に子(代襲相続人を含む)の他、直系尊属父・母もいない場合は、直系尊属祖父・祖母が相続人となります。
兄弟姉妹	第3順位	被相続人に子(代襲相続人を含む)の他、直系尊属父・母、直系尊属祖父・祖母もいない場合
甥・姪	兄弟姉妹の代襲相続	被相続人に子(代襲相続人を含む)の他、直系尊属父・母、直系尊属祖父・祖母もなく、兄弟姉妹(甥・姪の親)も既に死亡している場合

#### 法定相続分

- ・ 配偶者と子が相続人の場合 … それぞれ2分の1
  - ・ 配偶者と直系尊属が相続人の場合 … 配偶者が3分の2、直系尊属が3分の1
  - ・ 配偶者と兄弟姉妹が相続人の場合 … 配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1
- (注) 相続する子、直系尊属、兄弟姉妹が複数いる場合は、その間での相続割合は平等です。

#### 代襲相続

相続人が相続開始前に死亡又は欠格・廃除により相続権を失っている場合、相続人に代わって相続人の直系卑属(子・孫)が相続人となります。

子の代襲相続は、孫・曾孫と代を下がるができます。兄弟姉妹の代襲相続は甥・姪までに限られます。又直系尊属には、代襲相続が認められておりせん。

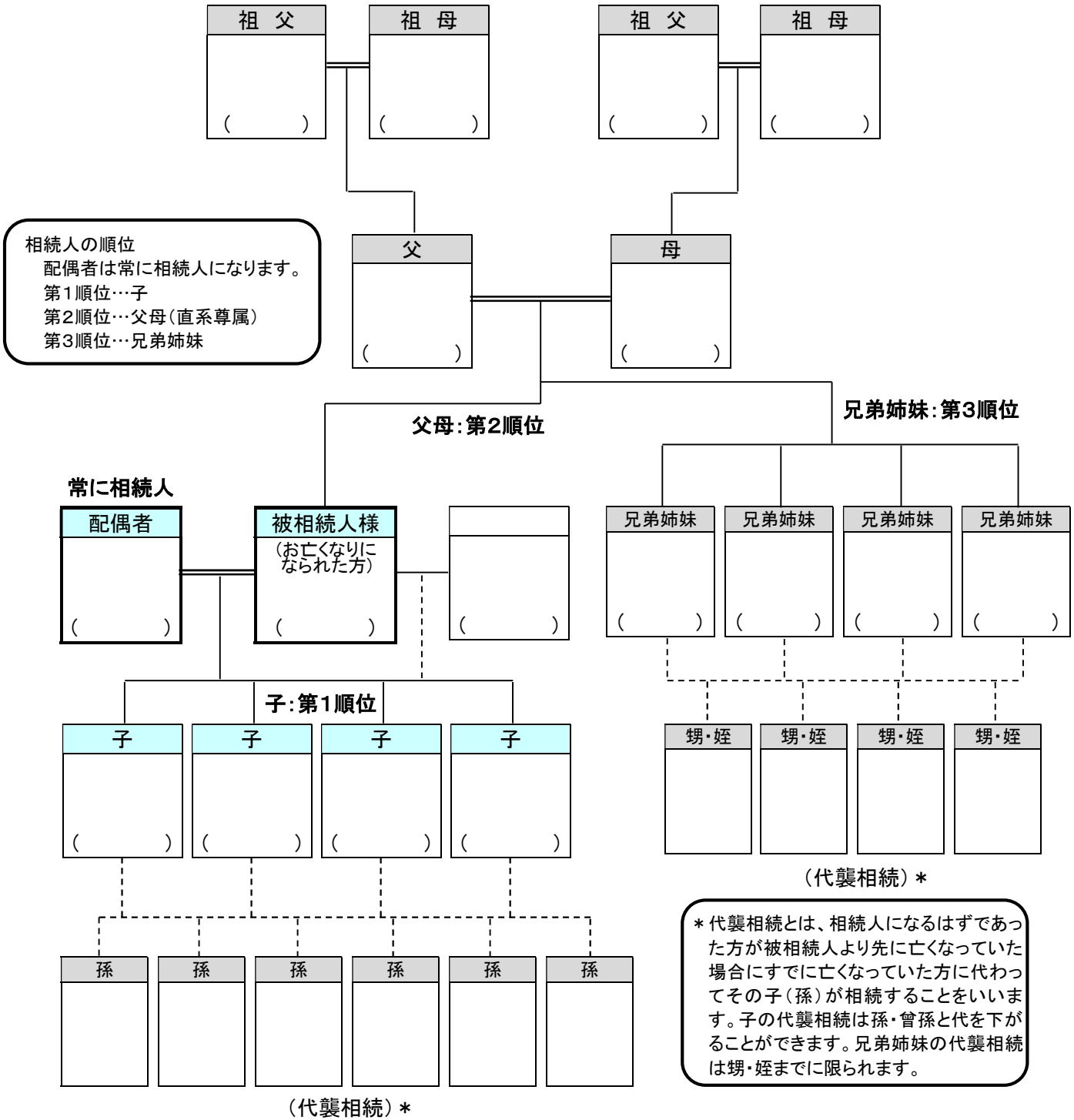
#### 法定相続権のない者

- ・ 婚姻届を出していない夫婦の配偶者
- ・ 養子縁組をしていない配偶者の連れ子
- ・ 従兄弟(いとこ)
- ・ 伯父(叔父)・伯母(叔母)

# 相続確認表

被相続人(亡くなられた方)および相続人のお名前をご記入くださいますようお願いいたします。

- ① ( )内に死亡年月日をご記入ください。
- ② 養子縁組等の状況があればご記入下さい。
- ③ 代襲相続の場合は、点線を実践にしてください。
- ④ マスが不足する場合は、適宜追加ください。



\* 代襲相続とは、相続人になるはずであった方が被相続人より先に亡くなっていた場合にすでに亡くなっていた方に代わってその子(孫)が相続することをいいます。子の代襲相続は孫・曾孫と代を下がることができます。兄弟姉妹の代襲相続は甥・姪までに限られます。

## 店舗ご案内

本店営業部	〒501-3893	岐阜県関市東貸上12番地の1	☎(0575)	21-1020(代)
本町支店	〒501-3886	岐阜県関市本町2丁目21番地	☎(0575)	22-1251(代)
東支店	〒501-3828	岐阜県関市西旭ヶ丘7番5号	☎(0575)	22-0078(代)
金山支店	〒509-1614	岐阜県下呂市金山町大船渡591番地5	☎(0576)	32-3176(代)
長森支店	〒500-8223	岐阜県岐阜市水海道2丁目6番1号	☎(058)	247-2811(代)
山王通支店	〒501-3252	岐阜県関市山王通2丁目2番25号	☎(0575)	24-1166(代)
加茂野支店	〒505-0052	岐阜県美濃加茂市加茂野町今泉1554-6	☎(0574)	26-6166(代)
三輪支店	〒501-2576	岐阜県岐阜市太郎丸新屋敷209番地	☎(058)	229-5511(代)
山田支店	〒501-3944	岐阜県関市山田79番地の2	☎(0575)	28-5115(代)
各務原支店	〒504-0026	岐阜県各務原市那加前野町4丁目128-2	☎(058)	371-3121(代)
桜ヶ丘支店	〒501-3902	岐阜県関市弥生町3丁目3番3号	☎(0575)	24-7711(代)
美濃支店	〒501-3753	岐阜県美濃市松森686番地の13	☎(0575)	33-4770(代)

インターネットホームページ

<http://www.sekishinkin.co.jp/>



関信用金庫